

関市告示第313号

関市中小企業等人材確保事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月1日

関市長 山下 清 司

関市中小企業等人材確保事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の事業所で勤務する人材を確保するための事業を実施する中小企業等に対して関市中小企業等人材確保事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内の中小企業等の労働力の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「中小企業等」とは、法人及び個人（以下「事業主」という。）であって、資本金の額若しくは出資の総額が300,000,000円（小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業主にあっては50,000,000円、卸売業に属する事業を主たる事業とする事業主にあっては100,000,000円）以下のもの又は常時使用する従業員の数が300人（小売業に属する事業を主たる事業とする事業主にあっては50人、卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業主にあっては100人）以下のものをいう。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、市内の事業所で勤務する人材を確保するために実施する次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 人材の採用に関する情報（以下「採用情報」という。）を掲載するウェブページを作成し、公開する事業
- (2) 求職者向けに企業を紹介するパンフレット（採用情報を含むものに限

る。)を作成し、配布する事業

(3) 求職者向けに企業を紹介する映像(採用情報を含むものに限る。)を制作し、公開する事業

(4) 就職情報サイト(就職に関する情報の提供及び企業の人材の確保を目的に開設されたウェブサイトであって、企業が有料で企業及び採用に関する情報を掲載できるものをいう。以下同じ。)に採用情報を掲載する事業。ただし、本市又は関市雇用・労働者対策団体等活動補助金を受けている団体が運営する就職情報サイトに採用情報を掲載する場合を除く。

(5) 合同企業説明会(複数の企業が参加し、求職者に対して企業及び採用に関する情報を提供する説明会(インターネットを通じて開催されるものを含む。)をいう。以下同じ。)に出展する事業。ただし、本市又は関市雇用・労働者対策団体等活動補助金を受けている団体が主催又は共催する合同企業説明会に出展する場合を除く。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業を行う中小企業等で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市内において引き続き1年以上同一の事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を除く。)を行っている者であること。

(2) 市税、介護保険料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金を滞納していないこと。

(3) 関市みんなの就職サポートセンターに企業情報の登録をしていること。

(4) 同一の補助対象経費(次条に規定する補助対象経費をいう。)について国、県その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと。

(補助金の交付対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、補助対象経費に課される消費税及び地方消費税は、補

助対象経費から除くものとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる事業 委託費
- (2) 第3条第2号に掲げる事業 委託費（パンフレットの作成に係るものに限る。）及び印刷製本費
- (3) 第3条第3号に掲げる事業 委託費（映像の制作に係るものに限る。）
- (4) 第3条第4号に掲げる事業 掲載費
- (5) 第3条第5号に掲げる事業 出展費、小間装飾費及び広告宣伝費（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、200,000円を限度とする。

2 補助金の交付回数は、一の補助対象者につき1年度1回を限度とする。
（補助金の交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、関市中小企業等人材確保事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 掲載する就職情報サイトの概要が分かる書類（第3条第4号に掲げる事業を実施する場合に限る。）
- (4) 出展する合同企業説明会の概要が分かる書類（第3条第5号に掲げる事業を実施する場合に限る。）
- (5) 誓約書兼同意書（別記様式第4号）
- (6) 次に掲げるいずれかの書類
 - ア この項の規定により申請した日前3月以内に発行された法人登記事項証明書
 - イ 税務署長へ提出した開業届出書又は所得税の確定申告書の写し（申請者が個人である場合に限る。）
- (7) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、関市中小企業等人材確保事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知する。
- 3 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容の変更（補助対象経費の総額の2割以内の変更を除く。）をしようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ、関市中小企業等人材確保事業補助金交付申請変更等承認申請書（別記様式第6号）に交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市中小企業等人材確保事業補助金交付申請変更等承認（不承認）通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知する。
- 5 市長は、第2項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日又は前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた日が属する年度の末日のいずれか早い日までに関市中小企業等人材確保事業実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（別記様式第9号）
- （2） 収支決算書（別記様式第10号）
- （3） 補助対象経費の支出を証する書類の写し
- （4） 補助事業を実施したことが分かるもの
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、関市中小企業等人材確保事業補助金額確定通知書（別記様式第11号）により交付決定者に通知する。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、関市中小企業等人材確保事業補助金請求書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1） 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。

（2） 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

（3） その他市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市中小企業等人材確保事業補助金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第13号）により交付決定者に通知する。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年9月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた補助金の交付申請に係る事案については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和8年関市告示第96号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。